

第4章

消防庁・消防機関等の活動

第4章 消防庁・消防機関等の活動

本章では、被害の拡大を防ぐために消防庁・消防機関等が実施した活動に幅広く触れる。

特に被災地の消防職団員や全国から集結した緊急消防援助隊の活動については、より詳細に記述した。

また、石油コンビナートの消火活動、東京電力福島第一原発への対応、海外からの救助隊への対応等は、個別に記述した。

なお、自主防災組織は取材に協力頂いた団体の活動事例を示した。

防災行政無線等、住民に対しての情報伝達についても記述した。

本文中の消防庁が発出した通知・事務連絡等の全文は、資料編に掲載した。

4.1 政府の対応

本節では、政府の初動対応、原子力事故への対応、関係省庁の対応につき、記述する。

4.1.1 ▶ 政府の初動対応¹⁾

政府は、発災直後に官邸対策室を設置するとともに、関係省庁からなる緊急参集チーム^{*1}を招集した。平成23年3月11日15時には、緊急参集チーム協議が開始され、①被害情報の収集に万全を期すこと、②人命救助を第一義として、住民の避難、被災者の救援救助活動に全力を尽くすこと、③被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等による被災地への広域応援を行い、被災者の救援、救助をはじめとする災害応急対策に万全を期すこと等が確認事項として決定された。

同日15時14分には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、同法制定以来初めて緊急災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置され、第1回の対策本部会議では「災害応急対策に関する基本方針」が決定された。

災害応急対策に関する基本方針を図4.1-1に示す。

図4.1-1 災害応急対策に関する基本方針²⁾
（平成23年3月11日緊急災害対策本部決定）

「災害応急対策に関する基本方針」（平成23年3月11日、平成23年宮城県沖を震源とする地震緊急災害対策本部）

本日14時46分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

- 1 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- 2 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の救援救助部隊及び災害派遣医療チーム（DMAT）を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報（ノータム）の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
- 3 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
- 4 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
- 5 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

1) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

2) 内閣府 緊急災害対策本部 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について 平成24年8月28日 <http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201208281700jisin.pdf>（平成25年1月21日参照）

*1 緊急参集チームは、内閣危機管理監が主宰し、関係省庁等の局長等が官邸危機管理センターに参集し、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行い、内閣危機管理監が内閣総理大臣に報告する情報の集約、整理をすることを任務としている。緊急参集チームは、東北地方太平洋沖地震発生後の初動期においては、メンバーが官邸危機管理センターに参集し、昼夜を問わず常駐し、随時散発的に関係省庁の間で情報共有、連絡調整等を行っていたものであり、いわゆる一般的な会議体として開催されていたわけではない。

また、同日中さらに2回の緊急災害対策本部会議が開催され、第3回緊急災害対策本部会議の後には、官房長官から全省庁に帰宅困難者の対策に全力を挙げるため、駅周辺の公共施設を最大限活用するように指示がなされ、東京都を中心に所在する国の施設を帰宅困難者の一時滞在施設として開放するなどの対応が行われた。

発災当日の夜から翌朝にかけて、宮城県、岩手県及び福島県へ政府調査団を派遣した。3月12日6時には、宮城県に緊急災害現地対策本部が設置された。

3月17日に緊急災害対策本部長の決定により、被災者生活支援特別対策本部（5月9日から被災者生活支援チームに名称変更）が緊急災害対策本部の下に設置された¹⁾。被災者生活支援チームにおいては、被災地への物資輸送・燃料供給、被災者・避難者の受入対策など、地震・津波による被災者に対する生活支援に関する府省をまたがる課題について取り組んでいる。また、後述する原子力被災者生活支援

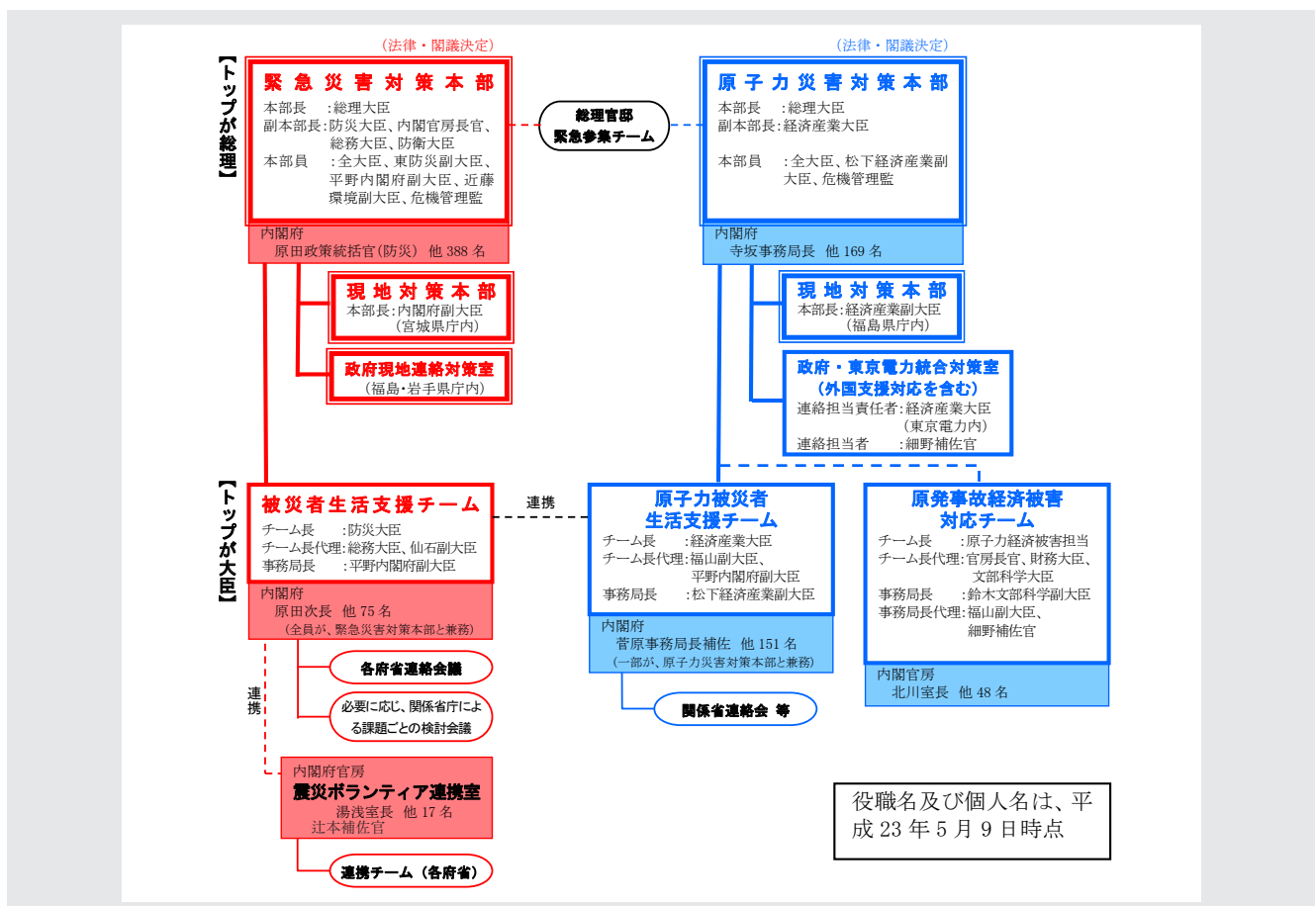
チームとも連携して、原子力災害被災者の生活支援についても取り組んでいる²⁾。

東北地方太平洋沖地震本震の後に複数回発生した余震の直後にも、緊急参集チーム協議が行われ、被害情報の収集や人命救助に全力を挙げること等がその都度確認された。

4月14日から未来に向けた創造的復興を目指すため、復興構想会議が開始された。また、5月2日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、6月24日には東日本大震災復興基本法が成立し、復興のための法整備も進められた。

また、原子力災害への対策についても、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置された。政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図を図4.1-2に示す。なお、原子力災害への対応については、「4.1.3 原子力発電所事故への政府の対応」に後述する。

図4.1-2 政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図(平成23年5月9日時点)³⁾



- 1) 内閣府 被災者生活支援チーム 本チームの主な任務及び体制 <http://www.cao.go.jp/shien/3-info/2-taisei/1-taisei2.pdf> (平成25年1月21日参照)
- 2) 内閣府 被災者生活支援チーム ホームページ <http://www.cao.go.jp/shien/index.html> (平成25年1月21日参照)
- 3) 内閣府 被災者生活支援チーム 政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図 <http://www.cao.go.jp/shien/3-info/2-taisei/1-taisei.pdf> (平成25年1月21日参照)

1 発災日以降の主な対応¹⁾

発災当日以降の主な対応を時系列から見た経過は、以下のとおりである。

なお、内閣総理大臣等の指示内容については二重線の枠で、その他確認事項等の内容は単線の枠で示した。

【3月11日】

14時50分：官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
内閣総理大臣指示

- ①被災状況の確認
 - ②住民の安全確保、早期の避難対策
 - ③ライフラインの確保、交通網の復旧
 - ④住民への的確な情報提供に全力を尽くすこと。

15時00分：緊急参集チーム協議開始

15時08分：緊急参集チーム協議確認事項

- 1. 被害情報の収集に万全を期すとともに、人命救助を第一義として、住民の避難、被災者の救援救助活動に全力を尽くす。
 - 2. 被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の救援救助部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等による被災地への広域応援を行い、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急対策に万全を期す。
 - 3. 災害応急対策の実施にあたっては、地方自治体と緊密な連携を図る。
 - 4. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。
 - 5. 災害応急対策を政府一体となって推進するための緊急災害対策本部の設置に向けて準備を進める。

15時14分：緊急災害対策本部設置

15時27分：内閣総理大臣指示

自衛隊は最大限の活動をする。

15時37分：第1回緊急災害対策本部会議の開催
(15時56分終了) (写真4.1-1)



写真4.1-1 平成23年宮城県沖を震源とする緊急災害対策本部第1回会議¹⁾

16時00分過ぎ：第2回緊急災害対策本部会議の開催（16時22分終了）

16時25分：官房長官指示

- 1. 全省庁の政務三役は、全員自省庁に登庁のこと。
 - 2. 現在、地方にいる政務三役については、直ちに東京に戻る。ただし、東北地方に滞在している三役については、現地の状況を把握し、連絡すること。

18時20分：防災担当大臣指示

関係機関に、沿岸の車両運転者等に対しカーラジオを聞くよう呼びかけをすること。

18時42分：政府調査団を宮城県に向け派遣

19時23分：第3回緊急災害対策本部会議の開催（19時38分終了）

20時10分：官房長官指示

帰宅困難者の対策に全力を挙げるため、駅周辺の公共施設を最大限活用するよう全省庁は全力を尽くすこと。

21時05分：政府調査団、宮城県庁到着

22時00分：防災担当大臣指示

- 1. 各機関においては、明日、どういう救助をすべきかをよく考えて対応願いたい。例えば、山側、海側で違うはず。海側がより大変だ。どう助けるのか。ボートでやるのか。緊急に助けないといけないのは、どこなのか、などよく考えていただきたい。

1) 首相官邸ホームページ 平成23年宮城県沖を震源とする地震緊急災害対策本部
http://www.kantei.go.jp/jp/kan/actions/201103/11touhoku_jisin.html（平成25年1月21日参照）

2. 朝一番から適切な対応を願いたい。

【3月12日】

6時00分：現地対策本部の設置
 8時30分：第4回緊急災害対策本部会議の開催
 8時53分：政府調査団を岩手県に向け派遣
 9時18分：政府調査団を福島県に向け派遣
 11時36分：第5回緊急災害対策本部会議の開催
 21時40分：第6回緊急災害対策本部会議の開催
 内閣総理大臣指示

人命救助を強力に進めるため、

1. 特に孤立者の救助活動に自衛隊の部隊を積極的に投入するなど、広域応援態勢の強化を図るとともに、
2. 役場の機能が失われているような地方自治体へのサポートの強化に取り組んでいただきたい。

閣議により、「東北地方太平洋沖地震による災害」について全国を対象とする激甚災害に指定した。

【3月13日】

8時30分：緊急参集チーム協議再開

(緊急参集チーム協議結果)

本事案における部隊運用について、以下の優先順位に基づき活動を実施する。

①生存者の捜索及び救出

倒壊家屋が多くある地域に対して、陸上部隊を重点的に投入し、生存者を救出。

震度分布と家屋倒壊・土砂崩れの把握状況等とを照合した上で、航空部隊を活用。

②孤立者対策

孤立者に対しては、航空部隊を活用し、医療の提供が必要なものについては医療機関への搬送、水・食糧・防寒具等が不足している地域については、当該物資の輸送を行う。

③未捜索地域の割り出し及び捜索

津波や火災の被害が甚大であるため未だ捜索が十分に行われていない地域については、航空部隊を活用するとともに、捜索の障害を速やかに除去し、捜索を実施する。

④遺体収容

津波や火災等による死亡者の遺体については

可及的速やかに収容する。

9時32分：第7回緊急災害対策本部会議の開催
 21時01分：第8回緊急災害対策本部会議の開催
 21時38分：第1回電力需給緊急対策本部会議の開催
 22時30分：防災担当大臣指示

津波警報等は解除されたが、海の近くで活動するものは、余震による津波を常に警戒し、無線、ラジオを常時聞き、避難路の確保など、十二分に注意すること。

【3月14日】

5時50分：緊急災害対策本部全省庁徹底事項

本日（3月14日）より計画停電が始まる。これにより様々な支障が生じることとなるが、各省庁の業務及び所管の事業においても、これらの支障を最小限とするため、各省庁内及び所管の事業者・関係団体に対して、

①徹底した節電

②支障が生じる場合においても、それを最小限に抑制するための方策の検討と早急な実施について、本日午前中に徹底すること。

21時03分：官房長官記者会見

閣議により、被災地域に対する物資支援について予備費の使用を決定した。

対象地域：岩手県、宮城県、福島県

予備費総額：約302億円

【3月16日】

21時40分：防災担当大臣指示

1. 明日以降は搜索・救助活動とともに、避難所における生活面のケアに相当の力を注ぐ。
2. 避難所の状況をよく把握し、「何か起きたらこうする」ということを事前によくシュミレーションせよ。近隣の公共施設や医療機関をよく調べておくこと。
3. 医療や、高齢者・子ども・妊産婦など要援護者へのケアが重要。厚労省が大きな役割を担う。
4. 生じてくる様々な課題について、内閣府防災が各省に担当を割り振る。担当する各省が自己完結的に責任を持って処理すること。チームを組んで、必要があれば政務官クラスを入れること。
5. 被災者だけではなく、自衛隊、警察、消防などの救助部隊にもPTSDが出るだろう。その対応を用意しなければならない。
6. 阪神淡路大震災の際は、救出後に多くの方が亡くなっていることを踏まえ、同様の事態が再び起きることを防ぐ必要がある。

閣議により「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令」（政令第23号）を制定し、地方債発行の特例措置（発行要件、償還期限）を実施した。

【3月17日】

18時00分：第12回緊急災害対策本部会議の開催

1. 緊急災害対策本部の体制強化
被災者の支援をより一層円滑に進めるため、副本部長に総務大臣、防衛大臣を追加。
2. 被災者生活支援の体制強化
東北地方太平洋沖地震による被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、政府における体制の一層の強化を図るため、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の下に、被災者生活支援特別対策本部を置く（緊急災害対策本部長決定）。

（被災者生活支援特別対策本部）

1. 主な任務

- ア 孤立した避難場所等の解消
 - イ 被災地への物資の輸送、補給
 - ウ ライフラインの復旧
 - エ 仮設住宅の建設
 - オ 被災廃棄物の処理
 - カ 遺体収容・埋葬対策
 - キ 被災者・避難者の受入対策
- など被災者の生活支援に関し、関係行政機関、地方自治体、企業等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2. 構成員（当時の役職者）

本部長 松本防災担当大臣
本部長代理 片山総務大臣
副本部長 平野内閣府副大臣（事務局長兼務）
仙谷内閣官房副長官
事務局 内閣府に各省から構成される担当事務局を新設

3. 初動対応との緊密な連携

緊急災害対策本部の初動対応チーム（官邸危機管理センター）との緊密な連携を図る。

【4月1日】

17時31分：内閣総理大臣記者会見（18時14分終了）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害については、今後、「東日本大震災」と呼称することとする。（同日閣議了解）

【4月11日】

14時45分：第15回緊急災害対策本部会議開催

16時09分：官房長官記者会見

東日本大震災復興構想会議の開催を閣議決定

東日本大震災復興構想会議は、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている。また、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、議論の結果を復興に関する指針等に反映させる。平成23年6月25日に復興への提言を取りまとめた¹⁾。

1) 内閣官房 東日本大震災復興構想会議 <http://www.cas.go.jp/jp/fukukou/>（平成25年1月21日参照）

【4月14日】

14時00分：東日本大震災復興構想会議

【4月26日】

16時04分：官房長官記者会見

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案を閣議決定

【4月27日】

17時15分：中央防災会議

「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の設置を決定。

【5月2日】

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）施行

【5月6日】

10時16分：第16回緊急災害対策本部会議開催

【5月10日】

13時00分：東日本大震災復興構想会議

【5月20日】

8時00分：第17回緊急災害対策本部会議開催

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針を決定

【6月24日】

15時59分：官房長官記者会見

- ・東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日法律第76号）施行
- ・東日本大震災復興対策本部及び岩手、宮城、福島現地対策本部設置

2 主な余震への対応¹⁾

東北地方太平洋沖地震の後に発生した静岡県東部を震源とする地震（平成23年3月15日発生）、宮城県沖を震源とする地震（平成23年4月7日発生）、福島県浜通りを震源とする地震（平成23年4月11日発生）及び福島県中通りを震源とする地震（平成23年4月12日発生）の発生直後にも、緊急参集チーム協議が行われ、被害情報の収集や人命救助に全力を挙げること等がその都度確認された。

(1) 静岡県東部を震源とする地震への対応

発生日時：平成23年3月15日22時31分

【3月15日】

22時45分：緊急参集チーム協議開始

（緊急参集チーム確認事項）

- ①被害情報の収集に全力を挙げるとともに、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
- ②被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、自衛隊の災害派遣による被災地への広域派遣を行い、被災者の救出・救助に万全を期す。
- ③東北地方太平洋沖地震に関連する救助・救援活動は計画どおり実施するが、状況に応じて一時的に東海地方の部隊の任務転用も考慮する。
- ④地方自治体と的確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

(2) 宮城県沖を震源とする地震への対応

発生日時：平成23年4月7日23時32分

【4月7日】

23時39分：緊急参集チーム招集

23時45分：内閣総理大臣指示

被災状況の確認に全力を挙げるとともに、人命救助に全力を挙げること。

【4月8日】

0時03分：緊急参集チーム協議開始

0時24分：緊急参集チーム協議確認事項

- ①東日本大震災の被災状況を踏まえ、特に原子力発電所をはじめ、被害情報の収集に全力を挙げるとともに、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
- ②既に派遣している緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、海上保安庁の救援部隊、災害派遣中の自衛隊により、被災者の救出・救助に万全を期す。
- ③地方自治体と的確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

1) 内閣府 緊急災害対策本部 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について 平成24年8月28日
<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201208281700jisin.pdf>（平成25年1月21日参照）

2時00分：宮城政府現地対策本部会議
(本部長代行指示)

避難所、避難者の状況を正確に把握すること。

(3) 福島県浜通りを震源とする地震への対応

発生日時：平成23年4月11日17時16分

【4月11日】

17時20分：緊急参集チーム招集

17時25分：内閣総理大臣指示

被災状況、特に原発の状況の確認に全力を挙げるとともに、人命救助に全力を挙げること。

17時30分：緊急参集チーム協議開始

17時49分：緊急参集チーム協議確認事項

- ①東日本大震災の被災状況を踏まえ、特に原子力発電所をはじめ、被害情報の収集に全力を挙げるとともに、既に派遣している消防庁の緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、海上保安庁の救援部隊、災害派遣中の自衛隊により、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
- ②地方自治体と的確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

(4) 福島県中通りを震源とする地震への対応

発生日時：平成23年4月12日14時07分頃

【4月12日】

14時10分：緊急参集チーム招集

14時13分：内閣総理大臣指示

人命救助に全力を挙げるとともに、被災状況、特に原発の状況の確認に全力を挙げること。

14時27分：緊急参集チーム協議開始

14時36分：緊急参集チーム協議確認事項

- ①東日本大震災の被災状況を踏まえ、特に原子力発電所や避難所など、被害情報の収集に全力を挙げること。
- ②既に派遣している緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、海上保安庁の救援部隊、災害派遣中の自衛隊により、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
- ③地方自治体と的確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

4.1.2 ▶ 関係省庁の初動対応¹⁾

以下に、東日本大震災に関して消防庁の活動と関連する省庁の初動対応につき、省庁ごとに対応状況を示す。

1 総務省の対応

【3月11日】

日本放送協会に対し、「被災地では停電が続くなどしており、ラジオによる情報伝達が重要になっている。地域住民が必要とする情報をしっかりと伝えるよう、NHK（日本放送協会）として取り組んでもらいたい。」旨、口頭要請。

日本民間放送連盟に対し、「東北地方の放送による災害情報の伝達について、当該地区の会員各社に対し、被災地の停電等の状況も踏まえ、特にラジオによる放送継続と災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂くよう、民放連としても要請頂きたい。なお、総務省からも同様の内容で、東北地区のラジオ各社あて、口頭伝達する。」旨、口頭要請。

東北のラジオ各社（青森放送、エフエム青森、アイビーシー岩手放送、エフエム岩手、東北放送、エフエム仙台、秋田放送、エフエム秋田、山形放送、エフエム山形、ラジオ福島及びエフエム福島）それぞれに対し、「被災地では停電等が続くなどしており、ラジオによる情報伝達が重要になっている。地域住民が必要とする情報をしっかりと伝えるよう、災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂きたい。」旨、口頭要請。

1) 内閣府 緊急災害対策本部 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について 平成24年8月28日
<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201208281700jisin.pdf>（平成25年1月21日参照）

【3月12日】

7時39分以降順次、内閣府に対して、停電しているNTT、NHKの重要施設について、政府備蓄を回せないか要請。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び茨城県全域宛のゆうパック及びゆうメールの引受け停止を決定。

社団法人日本アマチュア無線連盟に対し、アマチュア無線機器の提供等について要請。（同日以降、非常通信用周波数を運用し、避難所情報等の提供を開始。アマチュア無線300台を貸与。）

宮城県及び新潟県津南町から災害対策用移動通信機器の貸与要請があり、新潟県津南町に対しては同日22時30分までに簡易無線15台を貸与済み、宮城県に対してはMCA無線70台及び簡易無線70台を貸与済み。

財団法人日本データ通信協会及び携帯事業者等に対し、誤った情報を内容とするチェーンメール等に関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。

【3月13日】

総務大臣、総務副大臣が岩手県及び宮城県を視察。

住民の安否確認や被災者に対して緊急に行うべき事務について、都道府県が条例に定めることにより住基ネットの保有する本人確認情報を適切に活用するよう、また、転出証明書を発行できない被災市区町村からの転入があった場合、転入地において、氏名、住所、転入年月日、生年月日、戸籍の表示等に各住民からの届け出に基づき、住基ネットの保有する本人確認情報を活用することにより転入届を受理するよう、各都道府県宛に通知。

【3月14日】

岩手県花巻市、奥州市及び茨城県鹿嶋市から震災に係る災害情報を市民に提供するための臨時災害放送局（FM放送）の開設について許可。

地方公務員共済組合に対し、共済組合の判断により一部負担金の徴収猶予及び減免ができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について連絡。

【3月15日】

国際電気通信連合（ITU）に衛星携帯電話の無償供与に関する支援を依頼。合計153台の衛星携帯電話の無償供与を受けることとした。（第1便45台は3月18日、第2便78台は20日、第3便30台は22日に総務省に到着し、県等に順次無償貸与。）

【3月16日】

被害を受けた地方公共団体が、今年度（平成22年度）において、①地方税等の減免によって生じる財政収入の不足、及び②災害応急対策等の地方負担の財源として地方債を発行することを可能とする政令改正を公布・施行。

【3月18日】

被災地域の災害対策を支援する体制強化のため、大臣官房総務課に災害対策支援室を設置し、3人の要員を配置。

【3月22日】¹⁾

平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域の地方公共団体において、平成22年11月に成立した「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（法律第68号）の規定により平成23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講じた。

措置の対象の指定市町村は、この日のほか3月24日、3月29日と3回にわたって公表された。

【3月29日】

岩手県災害対策本部、宮城県災害対策本部等に対し、携帯ラジオ1万台を配布。

【4月4日】

被災地に派遣されている者が円滑に不在者投票を行えるようにするため、30人の職員を岩手県滝沢村、遠野市及び宮城県仙台市の選挙管理委員会に派遣し、臨時不在者投票の記載場所の設置・運営等を全面的に支援。

【4月12日】

平成22年国勢調査速報結果を基に作成した、青森県、岩手県、宮城県及び福島県における浸水による被災地域の人口、世帯数を把握するための統計地図を、統計局ウェブページに掲載。

1) 総務省 東日本大震災関連情報 選挙関連情報
http://www.soumu.go.jp/senkyo/chihou17_01.html（平成25年1月21日参照）

【5月9日】

東日本大震災の被災地における通信・放送インフラの復旧・復興を支援するため、東北総合通信局に「東日本大震災復興対策支援室」を設置。

【5月22日】¹⁾

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により著しい被害を受けた地域において、公職選挙法の規定による選挙の期日を延期する等の措置を講ずる。

法律名を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（法律第55号）に改めた。

2 警察庁の対応²⁾

警察庁では、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察に対し、それぞれの県公安委員会からの援助の要求等により、全国から広域緊急援助隊員^{*1}等延べ約91万人（平成24年3月11日時点）、1日につき最大約4,800人、車両約1,000台を派遣した。

発災当日以降の警察庁の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

14時46分：警備局長を長とする災害警備本部を設置

15時07分：中部・近畿・中国の広域緊急援助隊に出動指示

15時07分：北海道警1機、岩手県警1機、宮城県警2機、福島県警1機、警視庁1機が被害調査のためヘリコプター出動中

15時14分：長官を長とする緊急災害警備本部に格上げ

16時10分：千葉県警察広域緊急援助隊に出動指示

16時25分：警視庁広域緊急援助隊に出動指示

16時45分：長野・新潟・山梨・秋田・山形の各県警察の広域緊急援助隊に出動指示

17時30分：ヘリコプターの応援派遣予定

愛知県警察ヘリコプター×1機→宮城県

北海道警察ヘリコプター×1機→岩手県

22時20分：北海道警察、警視庁、山形・埼玉・千葉・秋田の各県警察の広域緊急援助隊（刑事部隊）に出動指示

23時41分：警視庁（増強）、新潟・長野・静岡・群馬の各県警察の広域緊急援助隊（刑事部隊）に出動指示

【3月12日】

9時00分：宮城県警察で行方不明者相談ダイヤルの開設

【3月15日】

身元確認ができない遺体について、DNA鑑定資料や指紋等必要最小限の資料を採取の上、検視等の迅速化を図るよう全国の警察に通達。

【3月17日】

違法情報等対応連絡会、大手サイト管理者等に対して、インターネット上の不確かな情報を鵜呑みにせず公的機関に確認することや、不確かな情報の書込み・転送をしないこと等について、利用者に注意喚起するとともに、ネット上の不審情報を発見した場合には速やかに適切な措置を取るよう要請。

1) 総務省 選挙関連情報 東日本大震災関連情報
http://www.soumu.go.jp/senkyo/chihou17_01.html（平成25年1月21日参照）

2) 警察庁 平成23年版警察白書 要約版
<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h23/youyakuban/youyakubann.pdf>（平成25年1月21日参照）

*1 広域緊急援助隊は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災における災害警備活動の経験を踏まえ、災害対策のエキスパートチームとして、平成7年6月に全国の都道府県警察に設置されたもので、救出救助活動等を行う警備部隊、緊急交通路の確保等を行う交通部隊及び検視・身元確認等を行う刑事部隊で構成されている。

3 海上保安庁の対応¹⁾²⁾

海上保安庁では、東日本大震災直後から捜索・救助にあたり、3月20日までに合計360人を救出した。捜索活動は、行方不明者の多い地域の沿岸部を中心に重点的かつ継続的に実施した。さらに、津波で港等から流されて漂流する船舶について生存者の有無の確認、臨海部で発生した火災に対して海上からの消火活動を実施した。

発災当日以降の海上保安庁の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

15時01分から15時44分：地震・津波に関する日本

航行警報^{*1}、NAVTEX航行警報^{*2}済み

15時14分：緊急災害対策本部の設置を受け、日本海溝型地震動員計画^{*3}を発動

21時16分から21時47分：原子力緊急事態・退避命令区域に関するNAVTEX航行警報済み101港で船舶への避難勧告、121港で警戒勧告を実施

ヘリコプターによる吊り上げで合計18人を救助。

【3月11日から3月12日】

千葉コスモ石油LPGタンク火災に対し、海上保安庁消防船等及び海上災害防止センター所属船により消火活動を実施。

3月12日は、5時35分から9時20分までの間に石巻市で津波により石巻港の外に座礁した建造中の貨物船から合計102人を救出。

【3月14日】

国土地理院との窓口を開設し、同院所属航空機からの情報提供体制を確立。

【4月6日】

3月28日、29日に測量船「明洋」により海底基準局の被害調査を実施し、観測可能であった海底基準局から得られたデータを解析し、結果を公表。（震源のほぼ真上の宮城県沖の海底が東南東に約24m

移動、約3m隆起が判明。）

4 防衛省の対応³⁾

防衛省・自衛隊は、地震発生当初、まず被災者の捜索・救助に全力を挙げた。派遣部隊は、警察、消防、海上保安庁などと協力し、地震や津波により孤立した地域や倒壊家屋などから多数の被災者を救出した。特に水没により孤立した場所では、救難ヘリコプターや輸送ヘリコプターなどを活用して、数十人から数百人規模の被災者の避難支援を行った。

被災地周辺の海域においても、航空機及び艦艇を可能な限り動員して捜索・救助にあたった。これらの活動により、自衛隊では、全救助者の約7割にあたる約19,000人の被災者を救出した。

また、米軍の「トモダチ作戦」と命名された支援を受け入れ、最大時で人員約16,000人、艦船約15隻、航空機約140機を投入した人道支援・災害救援活動が大規模に行われた。被災により使用不能となっていた仙台空港の滑走路や鉄道、学校など被災地のがれき除去、さらには日米共同での行方不明者の集中捜索などが行われた。

発災当日以降の防衛省の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

14時52分：岩手県知事より災害派遣要請

15時02分：宮城県知事から東北方面総監に対し、災害対策派遣要請

15時23分：東北方面総監部から福島県庁へ連絡要員を派遣

15時26分：陸自第21普通科連隊の連絡要員を秋田県庁へ派遣

15時30分：陸自第2施設団から宮城県庁へ連絡要員を派遣

16時03分：陸自第6師団の連絡要員を宮城県庁へ派遣

1) 海上保安庁 海上保安レポート2012 概要

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2012/index.html>（平成25年1月21日参照）

2) 海上保安庁 東日本大震災への対応の記録 平成24年1月

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/jisin/20110311miyagi/index.html>（平成25年1月21日参照）

3) 防衛省 平成23年版防衛白書

http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2011/2011/index.html（平成25年1月21日参照）

*1 日本航行警報とは、太平洋、インド洋及び周辺海域を航行する日本船舶に対して、インターネットで提供される船舶交通の安全に緊急に必要な情報のことである。

*2 NAVTEX航行警報とは、日本沿岸から約300マイル以内に航行する船舶に対して、緊急に必要な情報（航行情報や気象情報等）につき通信システムにより提供される情報のことである。

*3 日本海溝型地震動員計画とは、事前に災害の種類別に作成された対応計画の一つである。

16時20分：茨城県知事より災害派遣要請
16時47分：福島県知事から第44普通科連隊（福島）
へ災害派遣要請
16時54分：青森県知事より災害派遣要請
18時00分：大規模災害対処派遣命令
18時50分：北海道知事より災害派遣要請
19時30分：原子力災害対処派遣命令

【3月16日】

閣議決定をもって予備自衛官、即応予備自衛官の災害招集に係る内閣総理大臣の承認を得て、防衛省・自衛隊として初めてとなる災害招集命令を発出。

【3月18日】

東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に係る予備費の使用を決定（閣議決定）。

【8月31日】

大規模震災災害派遣終結命令。（本命令の発出をもって、大規模震災災害派遣を終結する。）

5 厚生労働省の対応¹⁾

厚生労働省は、地震発生後速やかに都道府県等に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行い、派遣要請を受けたDMATは3月11日から岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において病院支援、広域医療搬送等の救護活動を行った。3月13日には、最大規模の193のDMATが被災地で活動した。DMATの活動は3月22日をもって終了した。

また、被害が広範囲で避難所生活も長期化していることから、慢性疾患患者への医療ニーズが多数発生していた。このため、厚生労働省は、DMATによる災害急性期以降の被災地の医療を確保するため、3月16日、日本医師会や病院団体等の関係団体に対し、被災県の要請に基づいて医師等の派遣に協力するよう依頼した。

平成23年4月15日時点で1日最大156チーム（約706人）、平成23年7月12日時点で累計2,438チーム（約11,549人）の医療チームが被災地に入り、避難所への常駐、救護所を拠点とした巡回及び被災病院等での支援活動により、慢性疾患等への対応を中心

とした医療の提供を実施した。

また、今回の大震災による被害の甚大さにかんがみ、被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助にあたるよう、災害救助法の弾力的運用について被災地でない都道府県を含め全都道府県に通知した。これにより、被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館・ホテルを借上げた場合でも相当な経費を国庫負担（被災自治体財政力に応じ50%から90%）にすることを明確化した。

都道府県が支出した費用は、予算措置後速やかに簡素な手続で交付した。

発災当日以降の厚生労働省の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

15時04分：全DMATに待機要請

15時45分：宮城県よりDMATの派遣要請があり派遣を指示

16時00分：対応可能DMAT146チーム、検討中116チーム

16時05分：福島県へDMAT派遣を指示

17時30分：茨城県からDMATの派遣要請

17時35分：茨城県へDMAT派遣を指示

17時41分：岩手県からDMAT派遣要請、同時刻に岩手県への派遣指示

東日本大震災の被災者に対し、「エコノミークラス症候群」の予防を図るよう、各都道府県に依頼。

【3月12日】

被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、必要な処方せん医薬品を販売又は授与可能である旨を都道府県等に連絡。

【3月14日】

消防庁に対し、「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を通知。

被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことにより止むを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用する場合の取扱いについて都道府県等に連絡。

1) 厚生労働省 平成23年版厚生労働白書 東日本大震災に対する厚生労働省の対応
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/11/dl/02-00.pdf>（平成25年1月21日参照）

【4月8日】

「東日本大震災に伴う解雇、雇止め等に対する対応について」、「東日本大震災による影響を受けた派遣労働者への配慮に関する労働者派遣事業適正運営協力員を通しての周知啓発について」、「派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先に対するハローワークの特別相談窓口の周知について」を発出。

【5月9日】

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における健康保険の標準報酬月額額の改定、健康保険料等の免除の運用上の取扱いについて通知を発出。

【6月21日】

応急仮設住宅についてバリアフリー化に改めて留意するとともに、①必要な場合には完成後に簡易スロープ等のバリアフリー化の補修や応急仮設住宅敷地内通路を簡易舗装化する場合及び②暑さ寒さ対策として必要な場合の断熱材の追加や二重ガラス化、日よけ、風除室の設置等地域や入居者の実情に応じて追加的に対応した場合に必要な相当な経費の増加額について国庫負担の対象となることを関係県に通知。

6 国土交通省の対応¹⁾²⁾

国土交通省は、地震発生から30分後には国土交通省緊急災害対策本部を設置し、被災地内にある東北地方整備局や東北運輸局をはじめ省を挙げて緊急対応にあたった。

初動・応急復旧対応の段階においては、人命救助を第一義とし、被災者の救急救助、陸海空にわたる緊急輸送路の確保等に全力を挙げた。時々刻々変わる被害の状況、被災地のニーズの把握に努めるとともに、関係府省庁との連携、被災地方自治体をはじめとする地方公共団体との連携はもとより、関係する民間業界団体等とも緊密に連携し、様々な災害対応に取り組んだ。

国土交通省では、現地対策本部の活動支援や、特に今般の大震災の特徴である被災地方自治体への支援のため、職員を延べ24,779人派遣した（平成23年8月7日時点）。このうち、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）^{*1}として、発災当日に62人、翌日には約400人を派遣し、最大500人以上の体制を構築するなど、これまでに平成19年の組織創設以来の派遣実績を上回る延べ18,053人を派遣したほか、災害対策機材を延べ19,512台派遣した。

発災当日以降の国土交通省の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

15時00分：宮城県庁（4人）、岩手県庁（2人）、福島県^{*2}（2人）にリエゾン^{*3}派遣

15時28分：東北地方整備局防災ヘリコプター離陸、宮城県沿岸を調査開始

15時30分：東京方面へ離陸、福島沿岸を調査開始
政府調査団の一員として、宮城県に大臣政務官等を派遣。

【3月12日】

津波被害の甚大な港湾の被災者支援等のため大型浚渫（しゅんせつ）兼油回収船3船に、地方整備局の備蓄物資（非常食、水、毛布等）を積載して派遣。

1) 国土交通省 平成22年度国土交通白書

<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h22/index.html>（平成25年1月21日参照）

2) 国土交通省 東日本大震災の記録 ―国土交通省の災害対応― 平成24年3月

<http://www.mlit.go.jp/saigai/kirokusyu.html>（平成25年1月21日参照）

*1 TEC-FORCEとは、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的としている。具体的には、被害状況の調査、被害の拡大防止、早期復旧に関する地方公共団体等の支援をする。

*2 福島県庁舎は被災したため、隣接の自治会館に現地対策本部を設置した。

*3 一般的には、情報連絡員のことをいうが、この場合のリエゾン（災害対策現地情報連絡員）とは、自然災害時に公共土木施設の被害等の情報交換を行い、適切に対処するため国土交通省から関係市町村に派遣する職員のことである。

緊急災害対策派遣隊の先遣隊として本省2班8人、地方整備局3班10人によりヘリコプター5機にて東北地方の広域被害調査を実施した。

【3月13日】

東北地方整備局及び全国の地方整備局の応援TEC-FORCEが現地で被災状況の把握を開始。

【3月14日】

計画停電の実施に伴い、利用者の影響が最小限となるよう関係する鉄道事業者に指示した。

(社)プレハブ建築協会に対して、発注後2週間で600戸、4週間で4,800戸の生産の開始を要請済み。さらに、概ね2ヶ月で約3万戸程度が供給できるよう、準備の開始を要請した。国土交通大臣より、住宅生産団体連合会会長等に対し、直接要請をした。

建設用地等については、岩手県、宮城県、福島県とも調整されていない状況であり、3月14日、建設用地の確保要請及び建設支援のため、国土交通省職員を派遣した。

【3月24日】

農林水産省、経済産業省、環境省及び国土交通省合同で、住宅関連資材の需給状況について緊急調査を実施。

【3月30日】

第1回国土交通省被災地の復旧・再建に関する検討会議^{*1}を開催。

6月8日までに8回にわたり開催し、学会関係者のヒアリングを行う等、被災地の本格的な復旧・復興に向けた検討を重ね、6月14日には、「国土交通省における東日本大震災の復旧・復興に向けた対応」を公表した。

【6月24日】

国土交通大臣を本部長とする国土交通省東日本大震災復興対策本部を設置。

4.1.3 ▶ 原子力発電所事故への政府の対応¹⁾²⁾³⁾⁴⁾

原子力災害への対応については、平成23年3月11日15時42分に東京電力(株)より東京電力福島第一原発において原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条に基づく事象が発生したとの通報を受けて、官邸対策室を設置するとともに、既に地震の発生直後に招集されていた緊急参集チームを拡大し、協議を行った。

その後、被害がさらに拡大し、東京電力(株)から原災法第15条に基づく事象が発生したとの通報を受け、平成23年3月11日19時3分、内閣総理大臣は原子力緊急事態宣言を発し、原災法制定以来はじめて、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置された。

平成23年3月12日7時45分には、東京電力福島第二原発についても原子力緊急事態宣言が発せられた。

また、原子力発電所事故による原子力災害被災者の生活が喫緊の課題であったことから、平成23年3月29日に原子力災害対策本部の下に、原子力被災者生活支援チームを設立した¹⁾。

被災者生活支援チームの主な任務としては、①避難区域等の設定・見直し(計画的避難の実施や一時立入業務含む)、②子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、③環境モニタリングの総合的な推進、④災害廃棄物の処理や除染の推進等である⁵⁾。

原子力災害への政府の体制(平成23年5月9日時点)は、図4.1-2のとおりである。

1) 内閣府 緊急災害対策本部 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について 平成24年8月28日

<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201208281700jisin.pdf> (平成25年1月21日参照)

2) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html> (平成25年1月21日参照)

3) 首相官邸 政策会議 原子力災害対策本部 配布資料 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/> (平成25年1月21日参照)

4) 首相官邸災害対策ページ 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所事故関連情報 <http://www.kantei.go.jp/saigai/gensai.html> (平成25年1月21日参照)

5) 内閣府 原子力被災者生活支援チーム 原子力被災者に対する取組 平成23年9月 <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/sakutei/siryo/sakutei6/siryo5-1.pdf> (平成25年1月21日参照)

*1 会議の名称について第2回開催までは「国土交通省被災地の復旧・再建に関する検討会議」、第3回開催以降は「国土交通省被災地の復旧・復興に関する検討会議」に変更。

発災当日から4月22日の避難指示区域の見直しまでの政府の主な対応は、以下のとおりである。

【3月11日】

15時42分：原子力安全・保安院は、東京電力福島第一原発にて東京電力（株）を通じて原災法第10条の通報（原子炉の運転中に全交流電源からの電気供給が停止し、かつその状態が5分以上継続することから第10条第1項の特定事象に該当すると判断）を受け、官邸、関係地方公共団体等に対して連絡

16時36分：官邸対策室を設置

16時45分：原子力安全・保安院は、東京電力（株）から、原災法第15条通報を受け、確認

17時35分：原子力安全・保安院は、経済産業大臣に状況を説明し、原子力緊急事態宣言発出の了承を得る

17時42分：経済産業大臣は、総理に原災法第15条通報の状況を説明し、原子力緊急事態宣言発出の了承を求め、18時30分頃に了承を得た

18時08分：原子力安全・保安院は、東京電力福島第二原発第1号機にて原災法第10条の通報を受けた

18時33分：原子力安全・保安院は、東京電力福島第二原発第2及び第4号機にて原災法第10条の通報を受けた

19時03分：東京電力福島第一原発で起きた事象について原子力緊急事態宣言発令第1回原子力災害対策本部の開催（19時22分終了）

21時23分：内閣総理大臣指示

東京電力福島第一原発から半径3km以内の住民に避難指示。3kmから10kmの住民に自宅待機の指示。

21時23分：内閣総理大臣指示（経済産業大臣より伝達）

避難する際は、10kmより遠くに避難するように指示。

【3月12日】

0時30分：東京電力福島第一原発から半径3km以内の対象住民の避難措置完了

5時44分：内閣総理大臣指示

東京電力福島第一原発から10km以内の住民は、圏外に避難すること。

6時50分：原子力安全・保安院は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、東京電力福島第一原発第1号機及び第2号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命令

7時45分：東京電力福島第二原発で起きた事象について原子力緊急事態宣言発令

9時15分：第2回原子力災害対策本部の開催

12時08分：第3回原子力災害対策本部の開催

17時00分：東京電力福島第一原発の放射線量の値が制限値を超えたため、原災法第15条通報を受けた

17時39分：内閣総理大臣指示

東京電力福島第二原発から半径10km圏内の住民の避難指示。

18時25分：内閣総理大臣指示

東京電力福島第一原発から半径20km圏内の住民の避難指示。

【3月15日】

11時00分：内閣総理大臣指示

東京電力福島第一原発から20km以上30km圏内の住民の屋内待避指示。

14時00分頃：東京電力福島第一原発から半径10km以内の対象住民の避難措置完了

20時05分：原子力安全・保安院は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、東京電力福島第一原発第1号機の海水注入等を命令

【3月20日】

内閣総理大臣指示

東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- 東京電力福島第一原子力発電所施設に対する放水、観測、及びそれらの作業に必要な業務に関する現場における具体的な実施要領については、現地調整所において、自衛隊が中心となり、関係行政機関及び東京電力（株）の間で調整の上、決定すること。
- 当該要領に従った作業の実施については、現地に派遣されている自衛隊が現地調整所において一元的に管理すること。

【3月25日】

11時46分：官房長官記者会見

屋内退避指示対象者に対する生活支援の促進等について（要旨）

- 区域内住民の生活支援及び自主避難の積極的な促進
- 避難指示を想定した諸準備の加速化
- 政府として生活支援の充実を図り、避難に際して移動手段の確保、受け入れ施設の確保等、円滑な実施に向け最大限に努力
- 地元市町村においては自主避難を促進し、避難指示が出された場合は直ちに実施に移せるよう、国、県と密接な連携を図るなど適切に対応

【4月22日】

「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定